

## 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 改正の内容

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正に伴う改正（第1条）

ア 非常勤職員が子の出生の日から8週間以内の期間に当該子の育児休業を取得する場合には、当該職員の任期が当該子の出生の日から8週間と6月を経過するまでに到来しなければ、育児休業を取得できることとする。

イ 非常勤職員の育児休業の期間を子が1歳6か月又は2歳に達する日までとする要件について、配偶者が育児休業を取得する場合には、それぞれ子が1歳又は1歳6か月に達する日の翌日が開始日でなくても育児休業を取得できることとする等、柔軟な取得を可能とする。

ウ 原則2回まで育児休業の取得が可能となることから、書面により申し出た場合に再度育児休業を取得できる規定を削除する。

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正に伴う改正（第2条）

育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加える。

### 2 新旧対照表

(1) 第1条関係（議案集 49ページから52ページまで）

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u></p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から六月を経</u></p>	<p>第一条（略） （育児休業をすることができない職員）</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) その養育する子（育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。）が一歳六か月に達する日（以下「一歳六か月到達日」という。）（<u>第二条の四の規定に該当する場合にあっては、二歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新</u></p>

<p><u>過する日、第二条の四の規定に該当する場合にあっては当該子が二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p><u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u></p> <p>(1) <u>その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(1)において同じ。)</u>において育児休業をしている非常勤職員であって、<u>同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>(2) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(2) 勤務日数を考慮して規則で定める非常勤職員</p> <p><u>イ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が一歳に達する日(以下この号及び第二条の三において「一歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に</u></p>
--	--

<p>第二条の二 (略)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>三 <u>一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の一歳六か月到達日</u></p>	<p><u>係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p> <p>第二条の二 (略)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める日)</p> <p>第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>一及び二 (略)</p> <p>三 <u>一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、</u></p>
---	---

<p>ア <u>当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>イ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者が同号に</u></p>	<p><u>当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日</u></p>
---	--

<p><u>掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合</u>にあつては、当該末日とされた日) <u>において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>ウ <u>当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合）にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)</p> <p>第二条の四 <u>育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつては第三号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u></p>	<p><u>とされた日が当該子の一歳到達日後である場合</u>にあつては、当該末日とされた日) <u>において地方等育児休業をしている場合</u></p> <p>イ <u>当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合</u></p> <p>(新設)</p> <p>(育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)</p> <p>第二条の四 <u>育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のい</u></p>
--	---

<p>一 <u>当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u></p> <p>二 （略）</p> <p>三 （略）</p> <p>四 <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一から四まで （略）</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>れにも該当するときとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>二 （略）</p> <p>二 （略）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第二条の五 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> <p>(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一から四まで （略）</p> <p><u>五 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該</u></p>
---	--

<p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 <u>任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u></p> <p><u>第三条の二 育児休業法第二条第一項第一号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。</u></p> <p>第四条から第二十条まで (略)</p>	<p><u>子を養育するための計画について書面により任命権者に申し出た場合に限る。)</u></p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第四条から第二十条まで (略)</p>
--	---

(2) 第2条関係 (議案集 52 ページ)

改正後 (案)	現行
<p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員の定年等に関する条例 (昭和五十九年三月文京区条例第三号) 第四条第一項又は第二項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p>三 <u>職員の定年等に関する条例第九条の</u></p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 職員の定年等に関する条例 (昭和五十九年三月文京区条例第三号) 第四条第一項又は第二項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

<p><u>規定により同条第一項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>四 （略）</p> <p>第二条の二から第六条まで （略） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により<u>引き続き勤務している職員</u></p> <p><u>三 職員の定年等に関する条例第九条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p>第八条から第十三条まで （略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十二條の四第一項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第十五条から第二十条まで （略）</p>	<p>三 （略）</p> <p>第二条の二から第六条まで （略） （育児短時間勤務をすることができない職員）</p> <p>第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により<u>引き続いて勤務している職員</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第八条から第十三条まで （略） （部分休業をすることができない職員）</p> <p>第十四条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）</p> <p>第十五条から第二十条まで （略）</p>
---	--

(3) 施行期日

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。